



今回は、人事コンサルより、中小企業における「人事評価制度の導入状況」についてお話しします。また、法改正情報として「障害者雇用」と「現物給与」についてお話させていただきます。

中小企業における人事評価制度の導入状況は？

人事評価

日々の業務で様々な企業の経営者や人事ご責任者様とお話させていただく中で、大企業だけでなく、中小企業においても人事評価制度のニーズが高まっていると実感します。

しかし実際のところ、中小企業ではどれくらいの割合で人事評価制度を導入しているのでしょうか？

「令和3年度 中小企業の経営力及び組織に関する調査研究報告書」によると、全体では「制度あり」の企業が57.8%となっています。私が興味深いと感じたのは、規模別にみた場合の人事評価制度の導入率です。従業員が101名以上だと87.2%と高い割合となっています。



ここは皆様もイメージしやすいでしょう。しかし、それ以下の規模で見ても、導入率は5~20名で35.0%、21~50名で57.2%、51~100名で72.5%という数字で、人事評価制度を導入している企業は少なくないのです。実際に弊社では、社員数10~30名規模でも多くのお問合せをいただきます。

参考までに、厚生労働省が出した平成14年雇用管理調査によれば、従業員数30~99人で人事評価制度がある企業は39.4%でした。当時と比較すると、明らかに人事評価制度を導入している割合が増えているといえるでしょう。働き方改革の流れもあり、働く方々も「きちんとした会社で働きたい」という想いをもちやすくなっています。また、人材の採用・育成・定着といった観点から、「人事評価制度が導入されていないこと」それ自体が、一定のリスクを持つことだといえるのではないのでしょうか。人事評価制度を導入する企業が増えているのは、上記のような背景もあるのでしょうか。

もしかすると「中小零細企業でも人事評価制度は【あって当たり前】」という世の中が、そう遠くないうちに訪れるのかもしれませんがね。

障害者雇用率の引き上げが決定（令和6年4月～）

障害者雇用促進法に関する政省令が改正され、障害者雇用率の引き上げなどや支援策の強化が実施されることが決まりました。ポイントを確認しておきましょう。

障害者雇用促進法に関する政省令の改正のポイント

(1) 障害者雇用率（障害者の法定雇用率）が段階的に引き上げられます（令和6年4月から段階的に施行）

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	2.5%	⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上		40.0人以上		37.5人以上

▶ 障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

(2) 除外率が引き下げられます（令和7年4月施行）

(3) 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

- ・精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月施行）
- ・一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月施行）

(4) 障害者雇用のための事業主支援の強化（助成金の新設※・拡充）を行います。

※雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金の新設を予定（令和6年4月施行）

非常に重要な改正です！
詳しく内容を知りたいときは、気軽にお声掛けください。

特に、新たに「障害者を雇用しなければならない対象事業主」となる可能性がある場合（常時使用する労働者数が40人前後である場合）には、無視することができない改正です。

[障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について\[PDF\]](#)

「令和5年度の現物給与の価額」が決定

健康保険、船員保険、厚生年金保険及び労働保険においては、現物給与の価額を厚生労働大臣が定めることとされていますが、現物給与の価額をより現在の実態に即したものとするため、食事で支払われる報酬等に係る現物給与の価額が改正されました。適用は、本年（令和5年）4月1日からとなります。

※ 今回は、住宅で支払われる報酬等に係る現物給与の価額については、改正はありません。

MINAGINE NEWS LETTER

発行：株式会社ミナジン 顧問サービス部

住所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2丁目4番 ダヴィンチ小川町3F

[TEL] 050-5490-1329 [FAX] 03-5244-5534 [Mail] roumu@minagine.co.jp [Web] <https://minagine.co.jp>